



総務省

資料2-4

# いじめ防止対策に関する総務省の取組

---

令和6年3月  
総合通信基盤局

- 総務省においては、ネットいじめ対策に関して、官民で連携して、以下の取組を実施。

## 民間の取組

## 国の取組

### ユーザに対する啓発活動

- **他人を誹謗中傷する書き込みをしないよう**、学校関係者や保護者への働きかけを通じた、**情報モラル・ICTリテラシーの向上**
- **悪質な書き込みは、刑罰（名誉毀損罪・侮辱罪等）に当たり得ること**について、**周知・啓発の実施**  
(関連事業) eネットキャラバン（出前授業）、インターネットトラブル事例集、#NoHeartNoSNSキャンペーン 等

### 事業者等による自主的取組

<個社ごとの対応>

- サービス上での悪口やプライバシー情報の暴露、暴行の態様を撮影した動画の拡散などについて、**各サービスプロバイダの利用規約に則って、削除等の対応**を実施。

<事業者団体における対応>

- (一社) セーフインターネット協会 (SIA) において、本人が児童の場合、保護者や学校関係者からも相談を受け付け、**プロバイダ等に利用規約に沿った削除等の対応を促す通知**を実施。

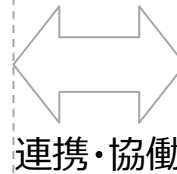
### 国による環境整備

<発信者情報開示制度>

- インターネット上の不適切な書き込みのうち、プライバシー侵害や名誉毀損といった権利侵害に該当するものについて、プロバイダに対して発信者の情報開示を求めるための発信者情報開示制度を整備・運用。
- **発信者情報開示について、簡易化・迅速化を行うためのプロバイダ責任制限法を改正**(R4.10.1施行)

<投稿の削除等>

- インターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の透明化**に係る措置を義務付け予定(R6常会法案提出)



連携・協働

### 相談対応

- **違法・有害情報相談センター**において、問題となる投稿の相談を受け付け、**具体的な削除要請の方法等をアドバイス**

## ①インターネットトラブル事例集

子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資する、インターネットに係る誹謗中傷等のトラブル事例とその予防法等をまとめた事例集。2009年度より毎年更新・作成し公表。総合通信局等や教育委員会等を通じて、全国の学校等への周知を実施。

インターネットトラブル事例集(2023年版)(抜粋)

## ②e-ネットキャラバン

ネットいじめを含む、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的として、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での「出前講座」。情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

e-ネットキャラバン教材(抜粋)

e-ネットキャラバン講座実施の様子

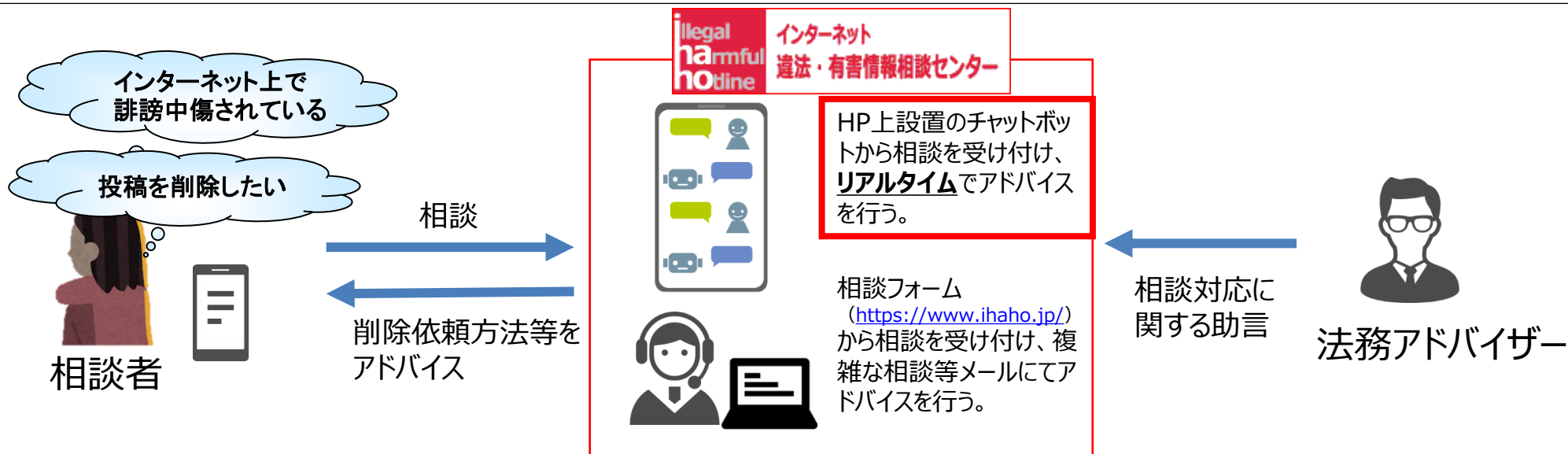


## ③#NoHeartNoSNS

法務省・SNS事業者団体(SMAJ)と共同で2020年7月に特設サイトを開設。2020年12月には新たに電気通信事業者団体等(7団体)を協力団体として追加し、2021年2月にはインターネット関連事業者団体(SIA)を主催団体として追加。

#NoHeartNoSNS特設サイト(抜粋)

- インターネット上に流通した情報による被害に係る一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を2009年度から設置・運営。
- 相談者の心理的・時間的ハードルを下げるなど利便性向上を図り、被害の深刻化を防ぐための取組を加速化するため、2024年度から、チャットボット等のA Iを活用した運用を開始することを検討中。



違法・有害情報相談機関連絡会の設置

- 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に係る他の相談機関との連携強化を実施するため、2021年度から、違法・有害情報相談機関連絡会を継続的に開催し、情報共有を実施。(直近は2023年12月に第6回会合を開催。)

<参加機関>



(事務局)



インターネット  
ホットラインセンター



セーフアー  
インターネット協会



東京都



全国消費生活  
相談員協会

<オブザーバ>

- ・警察庁
- ・個人情報保護委員会事務局
- ・総務省
- ・法務省
- ・法テラス
- ・国民生活センター

等